

市第94号議案

平成29年度横浜市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度横浜市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 709,167 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,650,357,910 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

平成29年12月5日提出

横浜市 市長 林 文子

提案理由

環境衛生費等を補正したいので提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		293,967,171 ^{千円}	226,509 ^{千円}	294,193,680 ^{千円}
	2 国庫補助金	39,684,043	226,509	39,910,552
19 県支出金		73,297,852	47,937	73,345,789
	2 県補助金	15,869,093	47,937	15,917,030
23 繰越金		373,204	193,721	566,925
	1 繰越金	373,204	193,721	566,925
24 諸収入		67,834,713	78,000	67,912,713
	5 雑収入	12,948,568	78,000	13,026,568
25 市債		140,887,000	163,000	141,050,000
	1 市債	140,887,000	163,000	141,050,000
歳入合計		1,649,648,743	709,167	1,650,357,910

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 健康福祉費		324,036,662 ^{千円}	78,000 ^{千円}	324,114,662 ^{千円}
	7 環境衛生費	2,995,051	78,000	3,073,051
11 都市整備費		21,262,994	218,449	21,481,443
	1 都市整備費	21,262,994	218,449	21,481,443
12 道路費		85,081,879	143,810	85,225,689
	3 河川費	3,173,915	143,810	3,317,725
15 教育費		242,591,539	191,686	242,783,225
	1 教育総務費	183,023,517	191,686	183,215,203
17 諸支出金		189,864,644	77,222	189,941,866
	1 特別会計繰出金	189,864,644	77,222	189,941,866
歳 出 合 計		1,649,648,743	709,167	1,650,357,910

第2表 債務負担行為補正

本年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
高速横浜環状北西線立坑内部構築工事に関する協定の締結に係る予算外義務負担	平成30年度から平成31年度まで	限度額 2,000,000千円	平成30年度から平成36年度まで	限度額 2,000,000千円

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域整備費	1,193,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成29会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	1,275,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成29会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
河川整備費	634,000				681,000			
市街地開発事業費 会計繰出金	412,000				446,000			
計	140,887,000				141,050,000			

市第94号

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
11 都市整備費	1 都市整備費	東神奈川一丁目地区市街地再開発事業	千円 219,000
設 定 額 合 計			219,000